

# 資料3-E

## 高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

### 記

- 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 7 月 26 日

○  
甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木  


高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 28 日

○ 甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 475

大正町森林組合

代表理事組合長 伊与木 豊



高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 28 日

○ 甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 47  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木 豊



高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 29 日

○  
甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 4

大正町森林組合

代表理事組合長 伊与木



高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 27 日

○ 甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木  


高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 25 日

○ 甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 47  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木 豊

合 森 大  
長 林 正  
組 町

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 23 日

○  
甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 4  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木  


高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

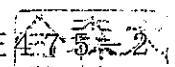
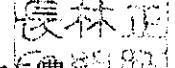
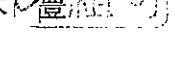
記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 23 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正   
大正町森林組合   
代表理事組合長 伊与木 

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 22 日

○  
甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木  


高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 23 日

○  
甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 4  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木  


高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 23 日

○  
甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 4  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木 金森大  
長林正  
組町

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 22 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木 仁  


高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 25 年 6 月 22 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 4  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木 金森大  
長林正 築組町

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

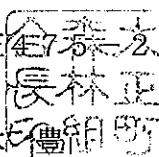
記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 20 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 4756-2  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木 仁志  


高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である (以下「甲」という。) とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合 (以下「乙」という。) は、下記の事項を実施することに合意する。

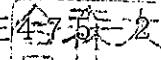
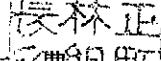
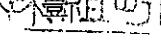
記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 20 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正   
大正町森林組合   
代表理事組合長 伊与木 

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 26 日

○ 甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 475-2  
大正町森林組合 代表理事組合長 伊与木 俊郎

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 23 日

○  
甲 住所

氏名

乙 住所

高知県高岡郡四万十町大正 475

大正町森林組合

代表理事組合長 伊与木 豊

大正町  
森林組合  
伊与木 豊

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である (以下「甲」という。) とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合 (以下「乙」という。) は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐(方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄)等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 7 月 7 日

甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 475-2  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木 豊

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト  
におけるプロジェクト対象地に関する永続性確認等覚書

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度に基づく申請に関して、森林所有者である（以下「甲」という。）とプロジェクト代表事業者である大正町森林組合（以下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意する。

記

- 1 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く。）及び不適切な主伐（方法論 R001 における適格性基準条件 2 に反する主伐及び伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わないこと。
- 2 当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承させること。
- 3 甲は、乙と森林施業管理委託契約書を締結した山林において森林整備等により発生する高知県 J-VER に関する一切の権限を乙に委譲する。

平成 23 年 6 月 30 日

○ 甲 住所

氏名

乙 住所 高知県高岡郡四万十町大正 475  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木 豊

合森大  
長林正  
木組町